

議員提出第11号議案

足立区議会情報公開条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和4年12月21日

提出者

足立区議会議員	新	井	ひ	で	お
同	く	ぼ	た	美	幸
同	長	澤	こ	う	す
同	ぬ	か	が	和	子
同	鈴	木	あ	き	ら
同	長	井	ま	さ	の
同	岡	安	た	か	し
同	長	谷	川	た	か
同	鹿	浜			昭
同	佐	々	木	ま	さ
同	は	た	の	昭	彦
同	く	じ	ら		実

足立区議会議長 工藤 哲也 様

(提案理由)

個人情報保護に関する法律の改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出する。

足立区議会情報公開条例の一部を改正する条例

足立区議会情報公開条例（平成12年足立区条例第122号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「個人生活」を「個人」に改める。

第4条第2項中「情報の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他情報に関する必要な事項について」を「前項の目的を達成するため、必要な事項について規程等で」に改める。

第8条第1号本文を次のように改める。

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号（個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。）が含まれるもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

第8条第1号ウを次のように改める。

ウ 当該情報が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）の職務遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

第8条第2号中「開示することにより当該法人等又は当該事業を営む個人の利益を明らかに損なうと認められるもの」を「次に掲げるもの」

に改め、同号に次のように加える。

- ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

第8条第4号を次のように改める。

(4) 議会の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、調査、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、議会の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 重大な社会的障害の発生のおそれ

第9条及び第10条中「非開示情報」を「不開示情報」に改める。

第11条の見出し中「存否に関する情報」を「存否応答拒否」に改め、同条中「非開示情報」を「不開示情報」に改める。

第12条第1項中「全部開示、一部開示、全部非開示、不存在及び存否非開示などの決定（以下「開示等の決定」という。）」を「開示等（全部開示、一部開示、全部不開示、不存在及び存否応答拒否を含む。）の決定」に、「受理した日の翌日から起算して」を「開示請求があった日から」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第7条第5項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

第12条第3項を次のように改める。

- 3 第1項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を46日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

第12条第4項中「非開示決定」を「不開示決定」に、「非開示の理由」を「不開示の理由」に改め、同条第5項中「非開示決定」を「不開示決定」に、「非開示で」を「不開示で」に改め、同条第6項中「受理した日」を「開示請求があった日」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第7項及び第8項中「非開示決定」を「不開示決定」に改める。

第15条第1項ただし書及び第25条第1項ただし書中「非開示情報」を「不開示情報」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前になされた開示請求に対する議長の開示義務及び

開示に係る手続その他の事項については、なお従前の例による。